

諮問庁：独立行政法人情報処理推進機構

諮問日：平成29年10月27日（平成29年（独個）諮問第67号）

答申日：平成30年10月1日（平成30年度（独個）答申第30号）

事件名：本人に係る特定の応用情報技術者試験の答案用紙の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

平成29年度春期情報処理技術者試験応用情報技術者試験（以下「本件試験」という。）午後試験答案用紙に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月28日付け2017情試第140号により独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び全部開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人が答案用紙に書いた解答は問題用紙に写しを記載しており、同じ文言が記載された用紙を開示されても参考にならない。
- (2) 試験後他受験者と答え合わせを行っているが、他受験者と同じ選択問題、似たような記述にもかかわらず他受験者より15～20点低く、原因の特定を行わない限り何度受験しても結果は同じと思われる。
- (3) 緊張すると汗ばみ答案がぬれて字が書けなくなる、それを防ぐため手を浮かしその状態で記述すると漢字が潰れ判読不能のため平仮名で記述しているが（よって字が汚い）これが原因であれば一生受からない、これも確認したい。
- (4) 保有個人情報開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）の不開示とした理由①について
  - ア 積極的に情報収集を行う者とそうでない者とで差が出るのが不公平なのか疑問が残る。
  - イ また、毎回謎の調整で合格率が20%前後に調整されており、仮に知り得たとしても一部の受験者や受験関係者のみが対策を行うのは困難である。その調整により一部の受験者に対して有利になったり、不

利になったりしている。

ウ 「疑義や不服が多く寄せられ」とあるが、そのようなことが多く寄せられるような運営を行われては困る。

エ 評価する者・採点を行う者がバイトではなく有識者が記述部分の正当性を客観的に判断しているのか疑念がある（間違っていないが解答例と違うから×等、特定のキーワードがないから×や減点等）。飽くまで解答例なのでそれ以外認めないようなことはない（記述部分）と信じたいが非公開であるため。その解答例も問題作成時に用意されていないこと自体不信感がある。

オ 2度や3度ならともかく毎回明らかに点数がおかしいので問合せをしている。前回もそうだが、全く同じ選択、全く同じ解答で記述の相違が2問で片方57点、片方74点など。（マークミス等はないものとする）

カ 採点者により基準が違うのではないか。

(5) 決定通知書の不開示とした理由②については、運営サイドの都合と思われる。

(6) 決定通知書の不開示とした理由③について

ア 機構の事業方針3つのミッションは、「情報セキュリティ」、「情報処理システムの信頼性向上」及び「IT人材育成」であるが、受験者はどこを間違えたか何が原因かを把握し、同じ失敗をしない努力をする。間違えた箇所や原因が不明では同じ過ちを繰り返すのみで成長しない、実際同じことを繰り返している。これは「IT人材育成」に反していると思われる。

イ こちらも運営サイドの都合と思われる。実際の受験者数は更に少なく、更に記述式試験のみに絞り希望する者は照会手数料を徴収すればよい。問合せ殺到を抑止でき、それでも本当に知りたいと思う人には需要がある。

ウ 「採点結果に誤りがなかったことを申し添えます。」であれば点数の差の根拠を明確に示してほしい。5年前から勉強しても点数が上がり原因が分からない・何をしたらよいか分からず、本当に悩んでいる。人材育成を行っているなら指導してもらえないだろうか（若い者以外はいらぬとの判断なら別だが）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

(1) 審査請求人は、平成29年7月7日付けで、法13条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「平成29年度春期応用情報処理技術者試験 採点結果及び間違い箇所が明確に判別・特定できる状態のH29/4/21提出済みの午後の答案用紙」の開示請求を行い、処分庁は同日付けで

これを受け付けた。

- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象個人情報を下記2(2)のとおり特定し、法18条1項の規定に基づき、平成29年7月28日付け2017情試第140号をもって、下記3のとおり、原処分を行った。
- (3) これに対して、本件開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)4条1項の規定に基づき、平成29年8月7日付けで、諮問庁に対して、原処分で不開示とした部分について、その開示を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

## 2 審査請求に係る個人情報

### (1) 概要

本件対象保有個人情報は、機構が実施した「本件試験 午後試験」の開示請求者本人の答案用紙に記録された本人に係る保有個人情報である。

なお、応用情報技術者試験とは、情報処理技術者試験の中の1試験区分である。情報処理技術者試験は全部で12の試験区分から構成される。また、情報処理技術者試験とは別に、情報処理安全確保支援士試験(1試験区分)を実施している。

### (2) 本件対象保有個人情報

処分庁は、本件開示請求を受け、次の保有個人情報を、本件対象保有個人情報として特定した。

- ・「本件試験午後試験答案用紙」に記録された本人に係る保有個人情報

ここで、保有個人情報開示請求書における上記1(1)の開示を請求する保有個人情報に記載された試験の名称と異なる点について補足説明する。保有個人情報開示請求書において、「平成29年 春期 応用情報処理技術者試験」と記載されているが、正確には平成29年度春期情報処理技術者試験のうち、応用情報技術者試験の試験区分のことであると処分庁で特定を行ったものである。審査請求人は保有個人情報の特定について何ら不服を述べていないことから、この特定は適切になされたものといえる。

また、同じく保有個人情報開示請求書における上記1(1)の開示を請求する保有個人情報に記載された日付の記載について補足説明する。保有個人情報開示請求書において、「H29/4/21提出済の午後の答案用紙」と記載されているが、平成29年度春期情報処理技術者試験は平成29年4月16日に実施しており、答案用紙は試験終了後、全試

験会場から全て速やかに回収している。後日、答案用紙の提出を受け付けることは一切なく、審査請求人の答案用紙も平成29年4月16日の試験実施日に回収され、採点されている。

### 3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法14条5号柱書き及び同号ハに該当する答案用紙における採点結果（合計点を除く。）に関する部分を不開示とし、その他の部分を開示する旨の決定を行った。なお、不開示とした部分は、開示請求者本人が午後試験の受験時に使用した答案用紙に記入された採点結果（合計点を除く。）に関する部分であるため、開示請求者は不開示部分が、本件対象保有個人情報のどこに該当するかは了知できたものと推測される。また、原処分において法14条5号柱書き及び同号ハに該当するため不開示とした具体的な理由は、次のとおりである。

(1) 不開示とした部分を開示することにより、配点や採点基準が明らかになり、一部の受験者や受験関係者のみが受験対策を図るおそれがある。

また、開示の結果、採点の基準に対する疑義や不服が多く寄せられ、採点基準における裁量の余地が狭められるおそれがあり、多肢選択式のみでは判定できない受験者の思考力・判断力や問題解決の過程等を評価することを目的としている記述式問題の出題が困難となるおそれがある。

以上のことから、受験者の能力に関する的確な事実の把握が困難となり、今後の適正な試験業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

(2) 不開示とした部分を開示することにより、問題作成及び採点を行う試験委員への負荷が一層増大し、試験委員の選任等の事務にも支障が生じるおそれがあり、これにより試験業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 不開示とした部分を開示することにより、試験結果に係る開示請求や問合せ等が殺到することが予想され、年間で49万人以上（平成28年度実績）の応募者を対象とする情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の今後の業務遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

### 4 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件開示請求者である審査請求人が、処分庁が行った原処分のうち、法14条5号柱書き及び同号ハに該当する答案用紙における採点結果（合計点を除く。）に関する部分の開示を求めるといものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

- ア 答案用紙の採点結果（合計点を除く。）に関する部分が不開示では参考にならない。
- イ 他の受験者と答え合わせを行っているが、同じ選択問題、似たような記述にもかかわらず他受験者より15～20点低い。
- ウ 緊張すると汗ばみ、答案がぬれるのを防ぐため手を浮かして平仮名で記述しているがこれが原因で低い点数か確認したい。
- エ 積極的に情報収集を行う者とそうでない者とで差が出るのが不公平なのか疑問が残る。
- オ 合格率が毎回20%前後と謎の調整がされており、仮に知り得たとしても一部の受験者や受験関係者のみが対策を行うのは困難である。また、その調整により一部の受験者に対して有利または不利になっている。
- カ 「疑義や不服が多く寄せられ」とあるが、そのようなことが多く寄せられるような運営を行われては困る。
- キ 評価する者・採点を行う者が記述部分の正当性を客観的に判断しているのか、採点者により採点基準が違うのではないかと、疑念がある。
- ク 決定通知書の不開示とした理由②については、運営サイドの都合と思われる。
- ケ 決定通知書の不開示とした理由③は、機構の3つのミッションの一つであるIT人材育成に反している。実際の受験者数は応募者より少なく、さらに問合せの殺到を抑止するため、「記述式試験のみに絞り希望する者は照会手数料を徴収する」などの方法もある。
- コ 勉強しても点数が上がらないので人材育成を行っているなら指導してほしい。

## 5 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、法14条5号柱書き及び同号ハに該当するため不開示とした、答案用紙における採点結果（合計点を除く。）に関する部分を開示することを求めているので、当該部分が法14条5号柱書き及び同号ハに該当するか否かについて、具体的に検討し、上記3に記述した原処分において不開示とした理由を補充、整理して、諮問庁としては、不開示理由を以下のとおり主張する。

- (1) 不開示とした部分を開示することにより、配点・採点基準が明らかになり、開示請求した一部の受験者や受験関係者（受験者に受験対策を教示、指導する事業者など）のみが受験対策を図り、受験者間で不平等になるおそれがある。

その結果、受験関係者によって配点・採点基準が推定されて受験技術が発達し、機械的、断片的知識しか有しない者が高得点を獲得する可能性が生じることにより、受験者の能力に関する的確な事実の把握が困難

となり、今後の適正な試験業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

- (2) 不開示とした部分を開示することにより、受験者からの疑義や不服にその都度対応が必要となることから試験委員が萎縮してしまい、本来、記述式問題は、多肢選択式問題では判定できない受験者の専門的な思考力・判断力や問題解決の過程等を評価することを目的としているにもかかわらず、受験者の多様な解答が想定される思考力や判断力等を問う設問を避け、単に用語や知識だけを問うといった正解が一意的に決まるような設問に終始することにつながるおそれがある。また、採点基準に対する疑義や不服が多く寄せられ、採点基準における裁量の余地が著しく狭められるおそれがある。その結果、受験者が本来持つべき情報処理技術者試験の合格者にふさわしい知識・技能を有しているかを測ることができず、受験者の能力を正確に把握することが困難となる。

さらに、情報処理技術者試験は、IT技術者に目標を示し、その技術の向上に資すること等を目的に実施しており、技術変化の激しいITをテーマとして、ケーススタディ問題を中心に実務に役立つ実践的な出題をすることが求められている。このことから、試験委員の約9割が民間企業に所属し、ITの現場で活躍する技術者を中心に構成されている。それら試験委員は、昼間は勤務先での本務があり、平日の本務終了後の夜、又は土曜日・日曜日に機構に来て、問題作成、問題チェック、試験実施後の採点等の作業を行っている。

1回の試験を実施するための問題作成工程は約1年間に及び、その間、一から問題を作成することに加え、10数回にわたる問題チェック等の様々な工程を経て試験問題を完成させているが、各試験委員は多忙な本務をこなしつつ、問題作成や採点作業に対応するための時間を何とか捻出し、相当な時間を割いて対応しているのが実情である。

こういった現状の問題作成、採点の作業負担だけでも精一杯の状況の中で、更に不開示部分を開示したことにより、受験者からの疑義や不服への対応といった業務が増加した場合には、多くの試験委員は対応するための時間を捻出することが困難となり、試験委員の成り手がいなくなってしまうという事態に陥りかねない。情報処理技術者試験の趣旨、目的を達成するために最も重要なことは、適正な試験問題を作成し、出題することである。そして、そのためには、試験委員にふさわしい者を確保してその専門的識見を活用し、かつ良問の作成を阻害する要因をできるだけ排除しておく必要がある。

これらのことから、配点・採点基準を開示することとなれば、試験委員の成り手がいないという問題の作成や選定を行う同委員会の適正な運営に重大な支障を来すおそれがあり、受験者の能力を正確に把握するこ

とが困難となり、ひいては本試験制度の適正な運営に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 不開示とした部分を開示することにより、合格基準に満たない受験者等から得点に関する疑義、不服等が殺到することが容易に予想される。記述式問題の採点では、受験者ごとに異なる記述、文章を公平に採点するべく一定の判断の基準を定めた採点基準を作成し、それに基づいて行っている。記述式問題では、多肢選択式では判定できない受験者の専門的な思考力・判断力や問題解決の過程等を評価することを目的としており、その解答は受験者ごとに多様であり、採点においては満点か0点かといった画一的なものではなく、例えば、問題解決の過程の途中までが合っていれば満点の50%を、三つのポイントのうち二つが書けていれば満点の60%を与えるといったように部分点を設定している。答案用紙における設問ごとの採点結果に関する部分の開示によって、受験者から部分点の妥当性等個々の得点の根拠に関する問合せが殺到することは容易に予想できる。本件の不開示とした部分を開示した場合、機構が実施する全ての試験に波及し、年間で49万人以上（平成28年度実績）の応募者がいる情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験において、試験委員及び職員が上記のような答案1件1件に対する個別の問合せに対応する事務が増大することは、継続的かつ安定的な試験の業務遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(4) また、審査請求人のその他の主張を次のとおり検討する。

ア 不開示とした部分は、法14条5号柱書き及び同号ハに該当するため、一部不開示としたものである。

イ 「似たような記述にも関わらず他の受験者より15～20点低い」点については、具体的内容が不明のため判断できないが、いずれにしても、記述式問題は採点者によって不公平にならないよう採点基準に基づいて採点している。

ウ 平仮名で記述したことが原因で減点になることはない。

エ 不開示とした部分について、開示請求した者のみに開示することは受験者間で不公平になると考えている。

オ 合格率について、一定の範囲に収めるための「謎の調整」は行っておらず、合格率が一定の範囲内に収まるよう、問題作成の過程において慎重に難易度を設定している。ただし、想定外の事象により問題の難易差が認められた場合は、基準点を変更することがあるが、この場合は、ホームページ等で当該事実を公表している。また、このことは試験の案内書・願書に記載している。

カ 年間49万人以上（28年度実績）の応募者がいるため、不開示とした部分を開示した場合、疑義や不服はほとんどないとするのは現

実的ではなく、疑義や不服が多く寄せられるおそれがあると考えている。

キ 受験者により解答の記述が異なる記述式問題において、採点者が客観的かつ公正に採点できるように採点基準を設けている。

ク 不開示とした部分を開示した場合、疑義や不服に対応する試験委員への負荷が一層増大し、試験委員の選任等の事務にも支障が生じるおそれがあり、これにより試験業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考えている。

ケ 機構は、IT人材育成の戦略的推進として、若い突出したIT人材の発掘・育成及び高度IT人材育成の体系・客観的な能力基準の普及等によりIT人材の育成を行っており、個々人の受験指導を行う立場にはない。また、確かに実際の受験者は応募者より少ないが、それでも年間で36万人以上（平成28年度実績）いるため、不開示とした部分を開示した場合、合格基準に満たない受験者から得点の根拠に関する問合せ、疑義、不服等が殺到することは容易に予想される。審査請求人が主張するように、「記述式試験のみに絞り希望する者に照会手数料を徴収する」としても、業務遂行に支障を及ぼさない程度に開示請求や問合せが抑止できる保証はない。

コ 機構は、試験の実施機関であるため、受験者個々人を指導する立場にはないが、学習や教育の指針となるよう、試験区分ごとに「出題範囲」、知識・技能の幅や深さを体系的に整理した「シラバス」、出題した「試験問題」、「解答例」、「出題趣旨」、「採点講評」を公表している。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分 of 正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |                   |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成29年10月27日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年11月14日    | 審議                |
| ④ | 平成30年9月11日  | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月27日       | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、機構が実施した本件試験の午後試験の審査請求人本人の答案用紙に記録された保有個人情報である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件開示請求者本人が本件試験の午後試験の受験時に使用した答案用紙に記入された採点結果（合計点を除く。）に関する部分（以下「本件不開示部分」という。）につき法14条5号柱書き及びハに該当するため不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、左上部分の、採点結果（合計点を除く。）と関係のない部分がマスキングされていること、また、当該部分は、原処分に係る決定通知書において不開示とした部分として明示されていないことが認められた。これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、当該部分は、採点作業において答案用紙の紛失を予防するための通し番号であり、本人が記載したものではなく、誤解を避けるため、不開示としたとの説明があったが、原処分に係る決定通知書において不開示部分として明示されていないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 応用情報技術者試験について

応用情報技術者試験について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 応用情報技術者試験は、情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）29条1項の規定に基づいて経済産業大臣が行う国家試験である情報処理技術者試験の中の試験区分の1つであり、同条2項の規定に基づき、機構が情報処理技術者試験の実施に関する事務を行っている。具体的には、同条3項の規定に基づき、情報処理技術者試験事務規程（以下「事務規程」という。）を定めており、当該規程に基づき、情報処理技術者試験委員会を設置し、情報処理技術者試験の実施に関する事務を行っている。

イ 情報処理技術者試験の問題は、事務規程5条の規定に基づいて機構の理事長が委嘱する情報処理技術者試験委員（以下「試験委員」という。）が作成することとされている。

ウ 応用情報技術者試験は、問題の形式が多肢選択式の午前試験及び問題の形式が記述式の午後試験の2つの試験で構成されており、午前試験及び午後試験において基準点を満たせば合格となる。

エ 本件試験の午後試験の問題は、1ないし11までの番号を持つ「問」、「問」ごとの「設問」及び「設問」ごとの「小問」で構成されており、受験者は、「問」のうち、番号1の「問」は必ず選択して解答し、2ないし11までの番号を持つ「問」のうち、4つを選択して解答する。

(2) 法14条5号柱書き及びハ該当性について

ア 本件不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明があった。

(ア) 本件不開示部分には、本件試験の午後試験に係る「問」、「設問」及び「小問」ごとの採点結果が記載されている。

(イ) 本件試験の問題の「問」ごとの配点については、機構のウェブサイトにおいて受験者向けに公表している本件試験に係る試験要綱において公表しているものの、「設問」及び「小問」ごとの配点については、一切公表していない。

(ウ) 本件不開示部分を開示すると、受験関係者によって設問及び小問ごとの配点並びに採点基準が推測されて受験技術が発達し、機械的、断片的知識しか有しない者が高得点を獲得する可能性が生じるおそれがあり、また、受験者からの疑義や不服にその都度対応が必要となることから試験委員が萎縮してしまい、試験問題及び採点基準の作成における試験委員の裁量の余地が著しく狭められるおそれがある。その結果、受験者の能力に関する的確な事実の把握が困難になり、今後の適正な試験業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(エ) また、「問」、「設問」及び「小問」ごとの採点結果を開示すると、機構のウェブサイトにおいて受験者向けに公表している本件試験の受験案内書（以下「案内書」という。）には、試験終了後及び合格発表後における個々の試験問題及び採点結果についての問合せには応じられない旨並びに受験申込みをした場合は、案内書に記載された全ての事項に同意したものとみなす旨の記載があるにもかかわらず、合格基準に満たない受験者等から得点に関する疑義、不服等が多数寄せられることが容易に予想され、ひいては、継続的かつ安定的な応用情報技術者試験に係る事務に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(オ) したがって、本件不開示部分は、法14条5号柱書き及びハに該当する。

イ 上記アの諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

(ア) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分には、「問」、「設問」及び「小問」ごとの採点結果が記載されていることが認められる。

(イ) 当審査会事務局職員をして、機構のウェブサイトを確認させたところ、上記ア（イ）の諮問庁の説明のとおり、「問」ごとの配点は公表されているものの、「設問」及び「小問」ごとの配点は公表されていないことが認められる。

(ウ) これを踏まえると、「設問」及び「小問」ごとの配点は、応用情報技術者試験の実効性を担保するため通常公にされることのない具体的な採点方法、判断基準等に係る機微な情報であると認められる。そうすると、本件不開示部分については、これを開示することにより、「設問」及び「小問」ごとの配点及び採点基準が推測され、これに対応する受験対策が可能となり、受験者の能力を正確に把握することが困難になることにより、今後の適正な試験に係る業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

(エ) 以上のことから、本件不開示部分は、法14条5号柱書きに該当するため、同号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条5号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同号ハについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久